



平成 23 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 松 竹 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 迫 本 淳 一  
(コード番号：9601 東証、大証各第 1 部、札幌、福岡)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 細 田 光 人  
( T E L 0 3 - 5 5 5 0 - 1 5 3 4 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 5 月 24 日開催予定の第 145 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性の向上及び費用の節減を図るため、公告方法をインターネットによる当社ホームページ上への掲出(電子公告)に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変 更 案
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 5 条 (公告の方法) 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 (公告の方法) 当会社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法で行う。</u>
第 6 条～第 19 条 (条文省略)	第 6 条～第 19 条 (現行どおり)
第 20 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	第 20 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1 年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
第 21 条～第 45 条 (条文省略)	第 21 条～第 45 条 (現行どおり)

#### 3. 日程

株主総会開催日 平成 23 年 5 月 24 日 (火曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 23 年 5 月 24 日 (火曜日)

以 上